

1か月児健康診査費助成券交付のお知らせ

【1か月児健康診査費助成券】

クリーム色の助成券

丹波篠山市では、病気や異常を早期に発見し、赤ちゃんの健やかな成長を守るために1か月児健康診査を助成します。

☆対象者

丹波篠山市に住所があり、1か月児健康診査を受けた乳児の保護者

(令和7年4月1日以降に出生した乳児の保護者に限る)

☆交付される助成券：6,000円券 1枚(問診票1枚も同時にお渡しします)

※概ね生後27日以降、かつ生後6週間以内に受ける1か月児健康診査費が対象です。

※乳児1人につき1回限りです。

※超過額は保護者負担となります。額面に満たない場合の差額の返金はありません。

※健康保険が適用された検査や治療・投薬などは対象外です。



助成券の利用方法

★助成券が利用できる医療機関の場合★

- ① 助成券に乳児氏名・生年月日・保護者氏名・住所、切り取り線下の保護者氏名を記入してください。
- ② 問診票の太枠内を記入してください。
(問診票は丹波篠山市のホームページからもダウンロードできます)
- ③ 受診当日、母子健康手帳と助成券、問診票を持って受診してください。
- ④ お支払い時に助成券を使用してください。

☆助成券が利用できない医療機関の場合☆

- ① 問診票の太枠内を記入してください。
(問診票は丹波篠山市のホームページからもダウンロードできます)
- ② 受診当日、母子健康手帳と問診票を持って受診してください。
- ③ 会計窓口で直接支払いをしてください。(後日、健康課で償還払いの申請対象となります)
- ④ 償還払いの手続きには、領収書と問診票(医療機関が記入後のもの)が必要となりますので、医療機関で必ず受け取り、保管をお願いします。

償還払いの手続きについて

※助成券が使用できなかった場合

健康課窓口で申請をしてください。償還払いの期限は、出産日から概ね1年以内です。

【手続きに必要なもの】

- ① 領収書 ② 母子健康手帳 ③ 問診票 ④ 助成券 ⑤ 印鑑 ⑥ 振込先口座番号がわかるもの

このチラシ以外にも助成券の裏面に注意事項などを記載していますので、ご確認ください
〈お問い合わせ先〉

丹波篠山市こども家庭センター「ふたば」

(丹南健康福祉センター健康課内) TEL: 594-5080